

令和7年度第3回中野区公契約審議会 議事概要

1 開催日時

令和7年11月12日（水） 15時00分～15時55分

2 会場

中野区役所6階 601・602会議室

3 出席者

委 員 武藤 博己（会長）、阿世賀 和子（会長職務代理）、西村 剛敏（委員）、
大村 清保（委員）、菊池 亮（委員）

事務局 濱口 求（総務部長）、滝浪 亜未（契約課長）

4 傍聴人

5名

5 議事

（1）令和8年度労働報酬下限額について（答申案）

（2）工事請負契約における職種等について

6 議事内容（主な意見等）

（1）令和8年度労働報酬下限額について（答申案）

令和8年度（2026年度）の労働報酬下限額についての審議会からの答申について、次回の審議会での確定に向け、構成や内容について確認を行った。

委員の主な意見

- 前回の審議会では、労働報酬下限額の適用対象とならない案件や他区の状況も勘案して、令和8年度労働報酬下限額（仮案）をとりまとめた。来年度中の賃金引上げ分も見据えて下限額を設定すべきとの意見もあったが、最終的にはその点は考慮に含めず金額設定を行ったところである。

★ 答申についての確認事項

審議会からの答申は前年度と同様の構成とし、その内容については前回とりまとめた令和8年度労働報酬下限額（仮案）を反映させたものとすることを確認した。
また、希望がある場合は答申に次年度の審議会に向けた意見を付すこととし、その意見については審議会の場ではなく、後日、各委員で作成することを確認した。

（2）工事請負契約における職種等について

事務局から、労働報酬下限額の適用対象となる工事請負契約の受注者から提出される報告書では「上記以外の職種」や「未熟練工」の実態把握ができないことについて説明を行った。あわせて、実態把握に向けた報告書の改善の提案を行った。

委員の主な意見

- 実態把握に向け報告書の改善を図ることはよいと思うが、事務局も懸念するとおり事業者の事務負担の増加は気になるところである。
- 施工体制台帳の写しの提出によって確認できる事項は報告を省略するなど、事業者の事務負担軽減の工夫もあるとよい。
- 工事は段階によって従事する職種が大きく異なることがあり、報告書のみで実態を把握していくことは難しいと思われる。
- 施工体制台帳の写しの提出、アンケート、現場訪問の三つの手段を組み合わせることで、事務負担に考慮しつつ精度が高い実態把握ができるのではないか。

委員の主な意見

- 学校建築などの大規模な工事であれば書類作成を専門に担当する従事者を配置するため問題ないが、小規模の改修工事などでは対応が難しい場合がある。
- 公契約条例の導入にあたって、なるべく事業者の事務負担を軽減するような運用にしていくことを確認した経緯がある。
- 「上記以外の職種」と「未熟練工」を区分して報告することについては、負担感もなく対応ができるかと考える。
- 建設キャリアアップシステムにおける技能職種の小分類に従えば、「上記以外の職種」としていたものを公共工事設計労務単価の51職種にあてはめることができる可能性はある。ただし、この分類で必ずしも対応できるわけではなく、解体工のように51職種へのあてはめが困難な職種もある。